

公 告

2025 年度末「長期住所不明組合員のみなし自由脱退」のお知らせ

定款第 10 条(自由脱退)、及び「長期住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規則」にもとづき、下記の通り長期住所不明組合員の「みなし自由脱退」の手続きを行います。

お心当たりの方は、下記の内容についてご確認ください。

記

(1) 対象となる方

毎年お送りする「出資金のお知らせ」が宛先不明で返却され、以降 2 年間にわたり住所変更の手続きがされず所在確認ができなかった方で、かつ該当支部地域でも確認のできない組合員。

(2) 対象となる方の名簿の閲覧と問い合わせ先

対象となる方の名簿は、徳島健康生協の本部事務所で管理し、備え付け閲覧に供します。

上記(1)の条件に当てはまると思われる組合員は、本部事務所または、お近くの徳島健康生協の各院所・事業所窓口へご連絡ください。住所確認の手続きを取らせていただきます。

(3) 公告および名簿の閲覧期間

2026 年 1 月 19 日(月)～2026 年 2 月 20 日(金)とします。

この期間中に新しい住所が確認できた方は、「みなし自由脱退」手続きの対象者から除外します。

(4) 「みなし自由脱退」手続きの実施について

2026 年 3 月末までにご本人からのご連絡がなく、所在が確認できなかったときは、定款第 10 条第 3 項にもとづき、2026 年 3 月 31 日付で「みなし自由脱退」の手続きを取らせていただきます。

「みなし自由脱退」については、2026 年 3 月理事会で承認をし、その結果については 2026 年度通常総代会において報告されます。

(5) 「みなし自由脱退」手続き後に組合員の所在が判明した場合について

「みなし自由脱退」手続き後に対象者の住所が確認された場合は、ただちに復活手続き(再加入・出資金の復活)を行います。

生協本部事務所または、お近くの徳島健康生協の各院所・事業所窓口へご連絡ください。

以上

2026 年 1 月 19 日
徳島健康生活協同組合
理事長 児嶋 誠一

[この件に関する問い合わせ・連絡先]

〒770-0805 徳島市下助任町 4-9

徳島健康生活協同組合 本部・総務部

電話：088-654-8363 / FAX：088-625-0058

E-mail：tokushima@kenkou-seikyou.com